⑤　単体有資格者は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ア及びイ、ア及びウ、ア及びエ又はア及びオの要件を満たす工事の施工実績を有すること（いずれの場合も、発注者は問わず、民間実績も可とする。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうち１社は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記アの要件を満たす工事の施工実績を有することとし、特定ＪＶ又は経常ＪＶにおける構成員のうち１社は、平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記イからオのいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。（いずれの場合も、発注者は問わず、民間実績も可とする。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

ア　素屋根（重量鉄骨造）の設置が完了した工事の施工実績

イ　文化財保護法第27条または同法第182条第２項により指定を受けた木造建築物の保存修理工事の施工実績

ウ　当所所管の歴史的木造建築物の保存修理工事の施工実績

エ　「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（「世界遺産条約」）に基づいて作成される「世界遺産一覧表」に記載されている「文化遺産」のうち、歴史的木造建築物の保存修理工事の施工実績

オ　江戸時代以前の歴史的木造建築物の復原（復元）工事の施工実績

なお、上記アからオの工事の施工実績について、軽微なもの（請負金額が500万円未満の工事）は除く。

⑥　本工事に特定ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書等及び一次審査資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書等及び一次審査資料を提出することはできない。

⑦　申請書等及び一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの時期に、宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成13年12月４日付け宮内主発第189号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑨　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、宮内庁発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置でき、いずれも日本語が堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

①　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。「１級建築施工管理技士、一級建築士と同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。

②　平成21年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑴⑤アの要件を満たす工事（民間実績も可とする。）に従事した業務実績を有するものであること。（工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わない。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

③　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　単体有資格者は、上記２⑵①から③の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

特定ＪＶにあっては代表者、経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、上記２⑵①から③の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記２⑵①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書等及び一次審査資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

３　段階的選抜方式に関する事項

上記２に掲げる競争参加資格を満たす者について、一次審査資料に記載された「企業の能力等（技術提案を除く。）」及び「技術者の能力等」について評価点を算出し、評価点合計の上位10者までに含まれる者を選抜する。

ただし、10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

また、競争参加資格を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格を満たす者全てについて選抜する。

選抜された者は、技術提案を提出し、入札に参加することができる。

なお、選抜の際の評価点合計は、企業の能力等の「４．ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組」を除き、技術提案等による総合評価において加点しない。

４　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「技術提案」、「賃上げの実施に関する評価」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」をもって入札を行い、次のアからウの要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次のア、イ及びウの要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

ウ　技術提案の内容が適正であること。

⑵　総合評価の方法　総合評価は、「標準点」（100点）、「加算点」（技術提案　最高50点）、（賃上げの実施に関する評価　３点）、（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価　１点）の合計を入札価格で除して得られる数値（評価値）をもって行う。

当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

技術提案に係る「加算点」については、次の提案内容についての評価点（最高各25点）の合計に対し、「技術提案に関するヒアリング」を実施のうえ、技術提案に対する理解度を項目ごとに評価し、各段階の配点を乗じた数値を付与する。

（技術提案内容）

①　既存建築物・樹木等に対する安全確保に関する提案（最大５項目とし最高25点を付与する。）

②　参観者に対する安全確保及び利便性の向上（景観配慮、騒音・振動・粉塵等の対策）に関する提案（最大５項目とし最高25点を付与する。）

⑶　技術提案に記載された内容については、受注者の責により評価内容が履行されていない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

⑷　賃上げの実施に関する評価については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は加算点を与えないとする。

賃上げの実施に関する評価について加算点を与えた場合に、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、宮内庁が通知する減点措置の開始の日から１年間に政府調達の総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合の減点を行う。